

7 郡保第 1002 号
令和 7（2025）年 6 月 23 日

市内保育施設長 様

郡山市長 椎根 健雄
(公 印 省 略)

令和 6 年度児童福祉法及び認定こども園法に基づく認可に係る指導監査の結果について（通知）

このことについて、令和 6 年度に児童福祉法及び認定こども園法に基づく認可に係る指導監査を実施しましたが、その中で、特に指摘が多かった内容は、以下のとおりです。今後は、これらの点に特にご留意いただき、施設運営の一層の向上に努めてください。

（１）調理業務の委託契約において、業務の代行保証の条文がない

施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこととされています。

なお、その契約書には、次の事項を明確にすることとされています。（「保育所における調理業務の委託について」（H10.2.18 児発第 86 号）六）

●保育所における調理業務の委託について（H10.2.18 児発第 86 号）

五 受託業者について

受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

ア 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。

イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。

ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。

エ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。

オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。

カ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。

キ 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

六 業務の委託契約について

施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

なお、その契約書には、前記五のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次に掲げる

事項を明確にすること。

ア 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。

イ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所側において契約を解除できること。

★ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。

エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。

この中で、六のウの代行保証に関する条文が規定されていない契約書が散見されました。何らかの理由により契約事業者が業務を行えなくなった場合に、給食の提供が滞らないようにするためにも、あらかじめ規定しておいてください。

(2) 調理業務の委託において、委託者が給食業務従事者の健康状態を把握していない

施設が調理業務を業者に委託した場合、たとえ委託したとしても、次の業務は施設が自ら行うこととされています。（「保育所における調理業務の委託について」（H10.2.18 児発第 86 号）四）

●保育所における調理業務の委託について（H10.2.18 児発第 86 号）

四 施設の行う業務について

施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。

ア 受託事業者に対して、一の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、保育所における給食の重要性を認識させること。

イ 入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。

ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。

エ 毎回、検食を行うこと。

オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。

カ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。

キ 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。

ク 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

この中で、オの受託側が実施した、給食業務従事者の健康診断の結果を確認していないケースが散見されました。各施設とも検便の結果については、記録していましたが、健康

診断の結果も委託した側において確認することとなっておりますので、委託側においても、給食業務従事者の健康状態を把握しておいてください。

(3) 休憩時間中、必要な保育士数が配置されていない

休憩時間の取扱いにつきましては、労働基準法第34条第3項に「使用者は、第1項の休憩時間を自由に利用させなければならない。」と規定されており、また、「労働基準法の施行に関する件（昭和22年9月13日発基第17号都道府県労働基準局長あて労働次官通達）」においても「権利として労働から離れることを保障されて居る時間」と明示されております。

●労働基準法（昭和二十二年四月七日 法律第四十九号）

（休憩）

第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合には少くとも四十五分、八時間を超える場合には少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

（略）

③ 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

●労働基準法の施行に関する件

（昭和22年9月13日発基第17号都道府県労働基準局長あて労働次官通達）

法第三十四条関係

（一） 休憩時間とは単に作業に従事しない手持時間を含まず労働者び権利として労働から離れることを保障されて居る時間の意であつて、その他の拘束時間は労働時間として取り扱うこと。

（略）

したがって、休憩時間中は、業務から離れていることが前提となり、休憩時間中の職員を「配置している」とみなすことはできません。

このたびの指導監査においては、休憩時間中に基準上、必要な保育士数が配置されていないケースが散見されましたので、休憩時間中もカバーできるように勤務シフトを見直したり、休憩時間が重ならないように取得させたりするなどして、基準上、必要な保育士数を配置してください。

なお、休憩時間の職員配置の穴埋めをするため、施設長が常態的に休憩時間に保育業務を行っている場合は、給付費が減算になる可能性があります。また、主任保育士専任加算や主幹教諭等専任加算を受けている場合も、当該職員が常態的に保育業務を行っている場合は、加算が外れる可能性がありますので、注意してください。

(4) 安全計画が策定されていない

保育所等は、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための

指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を定めることとされています。（「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和４年１２月１５日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）

令和６年度の安全計画が策定されていないケースがありましたので、安全計画は毎年度、策定してください。また、定期的に見直しをすることとなっておりますので、実態に即した内容としてください。

（５）安全計画に基づく取組の内容が保護者に周知されていない

家庭での安全教育の実施等を促すなど、児童の安全に関する連携を図るため、保護者に対し、安全計画だけではなく、その取組内容も周知しなければなりません。周知の方法は、玄関ホールなど、保護者が見やすい場所への掲示や園だよりなどへの掲載、入園時等の機会においての説明などが想定されます。

（６）救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）について、実技の訓練を行っていない

全ての職員は、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努めることになっております。（「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～１（２）」）

講習や訓練を実施していない、また、机上の講習は受けたが、実技の訓練を行っていない、などのケースがありましたので、実技講習を定期的に受講するとともに、施設・事業者においても訓練を計画的に行ってください。

（７）職員を雇用した際に健康診断を実施していない

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならないとされております。（労働安全衛生規則第４３条）

●労働安全衛生規則（昭和四十七年九月三十日 労働省令第三十二号）

（雇入時の健康診断）

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。）の検査
- 四 胸部エックス線検査

- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査（次条第一項第六号において「貧血検査」という。）
- 七 血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。）
- 八 低比重リポ^{たん}蛋白コレステロール（LDL コレステロール）、高比重リポ^{たん}蛋白コレステロール（HDL コレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査（次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。）
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び^{たん}蛋白の有無の検査（次条第一項第十号において「尿検査」という。）
- 十一 心電図検査

雇入時の健康診断を実施していないケースや、検査項目が足りないケースがありましたので、注意してください。

なお、医師による健康診断を受けた後、3か月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、検査を省略することができます。

（８）前期末支払資金残高の取崩しについて市への事前協議及び承認を得ていない

経常収入計（予算額）の３％を超える前期末支払資金残高の取崩しを行う場合には、市へ事前協議を行い、市の承認を得る必要があります。

令和５年度決算において、上記のような取崩しを行っていたにもかかわらず、市へ事前協議をしておらず、市の承認を得ていなかったケースがありました。

- 子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について３（１）（平成２７年９月３日付け雇児発０９０３第６号）

３ 前期末支払資金残高の取扱い

（１）前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に責職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の３％以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

(9) 収支計算分析表を市へ提出していない

委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が当該施設に係る経理区分の経常収入計決算額の5%相当額を上回っている場合、委託費に係る収支計算分析表を市に提出する必要があります。

上記のような場合だったにもかかわらず、市に提出していないケースがありました。

- 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について5(2)(平成27年9月3日付け雇児発0903第6号)

5 委託費の経理に係る指導監督

(2)設置者から提出された計算書等が以下のいずれかに該当する場合については、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。

①～③ (省略)

④ 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%相当額を上回る場合

(10) 現金の取扱いについて、経理規程に基づいた処理を行っていない

経理規程に基づき、現金残高と帳簿残高の照合や確認を行う必要があります。また、現金収入についても、経理規程に基づいた日数以内に金融機関に預け入れる必要があります。

現金の取扱いについて、経理規程に基づいた処理を行っていないケースが散見されました。

(11) 就業規則(類するものを含む)の変更について労働基準監督署に届出していなかった

就業規則だけではなく、就業規則の一部である「育児・介護休業等に関する規程」や「賃金規程」の変更があった場合も、労働基準監督署への届出が必要ですが、届出していなかったケースがありました。

担当：郡山市こども部保育課 郡司
Tel：024-924-3541
Fax：024-924-3802
Mail：hoiku-shien@city.koriyama.lg.jp